

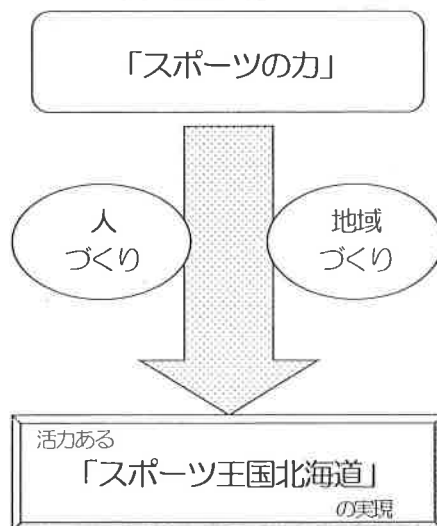
計画の構成

はじめに

- 北海道教育委員会が平成20年に策定した「第二次北海道スポーツ振興計画」に基づきスポーツを振興
- 平成23年6月に、「スポーツ基本法」が制定され、本年3月に、同法に基づき「スポーツ基本計画」を策定
- 本計画の位置づけは「スポーツ基本法」第10条の規定に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び、本道の実情に即して策定
- 「新・北海道総合計画（北の未来を拓くビジョンと戦略）」の個別計画
- 平成25年度から概ね5年間の計画期間
- 推進状況は、「北海道スポーツ推進審議会」に報告

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の目指す姿
- 4 計画の期間及び推進状況の把握

キーワード



第1章 学校と家庭・地域における子どもの運動・スポーツ機会の推進

「全国体力・運動能力調査」から、本道の子どもの体力、運動能力が全国平均より低いという課題の解決に向け、学校教育活動やスポーツ少年団、保護者の視点から、子どもの運動・スポーツ機会を推進する。

- 1 学校における体力・運動能力の向上
- 2 学校の体育に関する活動の充実
 - (1) 学校全体の教育活動全体をととした体力向上の取組の推進
 - (2) 「体育」「保健体育」における学習の充実
 - (3) 運動部活動の充実
- 3 スポーツ少年団体等の活動の充実
- 4 保護者に対する運動、スポーツの必要性についての普及啓発

第3章 若者から高齢者までのライフステージに応じた地域スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたりスポーツ活動などに親しむ意識の啓発とスポーツに楽しむ機会を促進するため、様々な活動場面を活用し、「総合型地域スポーツクラブ」の育成・普及や、各スポーツ団体との連携・協働により、道内で実施されているスポーツ活動の充実を図る。

- 1 地域の特色を活かしたスポーツ活動の促進
- 2 高齢者や障がいのある方のスポーツ体験活動などの普及・啓発
- 3 スポーツ関係団体等との連携・協働

第2章 世界の舞台で活躍する競技者の育成

本道のアスリートが国際大会などで活躍できるよう、ジュニア期からの発掘や育成、指導者の資質向上を行い、本道の競技力の向上を目指すとともに、国際大会などで活躍が期待される有望な選手のおかたにいる環境の改善を図り、道内のスポーツにおける人材の好循環の創出を図る。

- 1 競技力向上に向けた戦略的な選手強化及び指導者の充実
- 2 本道におけるスポーツ界の好循環の創出
- 3 国際レベルの競技会等の開催
- 4 プロスポーツ等との交流の促進

第4章 道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実

地域のスポーツを担うスポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブのクラブリーダーなどの指導者の充実を図ることや、地域住民が多様な活動に使用できるよう学校体育施設の開放など公共施設の有効活用を促進する。

- 1 スポーツ指導者の充実
- 2 地域住民が主体となったスポーツ環境の充実
- 3 スポーツ施設の有効活用